

遺産整理業務とは



遺産整理業務とは、亡くなった方（被相続人）の遺産について、預貯金の解約、有価証券の名義変更、不動産の名義変更などの手続きを当事務所が相続人の皆様に代わって行う業務です。

次のような方が当事務所の遺産整理業務を利用されています

- ・金融機関で相続の手続きを行おうとしたが、案内された必要書類をどのように準備していいのかわからない方
- ・金融機関の営業時間内に時間が取れず、ご自分で手続きをすることが難しい方
- ・ご高齢のため、相続の手続きに何度も金融機関に出向くことが難しい方
- ・相続人の数が多い、または一部の相続人が遠方に住んでいるため、相続人どうして相続手続きに関する連絡や打ち合わせが難しい方
- ・まったく面識のない相続人がおり、そのような相続人を相手に、今後どのように相続手続きを進めていけばよいか不安をお持ちの方
- ・遺産整理の進め方に関して相続人間で不信感があり、中立な第三者に手続きを進めて欲しいと考えている方

遺産整理業務の流れ

① 相続人様と事前の打ち合わせ

相続人様より、遺産の概要や相続関係の状況、遺言の有無などを伺い、今後どのように手続きを進めていくか打ち合わせを行います。

② 戸籍等の取得・相続関係説明図の作成

被相続人の出生から死亡までの全ての戸籍を取得したうえで、全ての法定相続人を明らかにします。戸籍をたどることにより、相続人様が存在を知らなかった別の相続人が出現する場合があります。そのため、戸籍の取得・調査は遺産整理において必ず最初に行う業務です。

③ 遺産の調査・財産目録の作成

相続人様より伺った情報をもとに、金融機関への口座照会や市町村への不動産に関する照会などを行い、手続きの対象となる遺産を確定させ、財産目録を作成します。

④ 遺産分割協議書の作成

財産目録を相続人の皆様に報告したのち、相続人の皆様で遺産をどのように分割するか協議を行っていただきます。分割にもさまざまな方法がありますので、当事務所が協議をサポートしていきます。分割協議が調えば、その内容を遺産分割協議書に記載し、相続人の皆様が署名・押印をします。

⑤ 各種財産の名義変更手続き（不動産の名義変更、預貯金の換価換金等）

金融機関等に提出する相続手続き書類は、金融機関ごとに記載方法が異なるため、頻繁に記載の訂正等を求められることがあり大変煩雑です。当事務所では、各金融機関と事前に綿密に打ち合わせをしたうえで書類の準備を行いますので、完了までスムーズに手続きを進めることができます。

⑥ 相続税の申告が必要な場合は、税理士のご紹介

相続税の申告が必要な場合、原則として被相続人の死亡日から１０か月以内に相続税の申告・納付を完了させる必要があります。当事務所と提携関係のある、信頼のおける税理士をご紹介します、申告のサポートを行います。

⑦ 遺産整理手続き完了の報告

遺産整理手続完了報告書を作成し、相続人の皆様に手続き完了のご報告を致します。

遺産整理業務の費用

相続財産の額	報酬額
500万円未満	20万円＋消費税
500万円以上～2000万円未満	（価格の1.0%＋15万円）＋消費税
2000万円以上～5000万円未満	（価格の0.5%＋25万円）＋消費税
5000万円以上～1億円未満	（価格の0.3%＋35万円）＋消費税
1億円以上	（価格の0.2%＋45万円）＋消費税

※金融機関の数・種類が多岐にわたる場合など、上記の報酬に更に加算をさせていただく場合がございます。
※戸籍謄本・登記事項証明書・固定資産評価証明書等、各種証明書の取得、その他郵送費につきましては、別途費用がかかります。
※上記遺産整理業務とは別に不動産登記が必要な場合、別途報酬及び登録免許税がかかります。
※相続税の申告が必要な場合、税理士報酬等の諸費用は別途ご負担いただきます。
※半日を超える出張が必要な場合は、日当として半日の場合1万円、1日の場合は2万円をいただきます。